定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

7　「１　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

8　「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「(2)　取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

「(6)　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

9　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「(1)　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「(2)　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3)　取得後又は一任運用後の事業計画」欄には、取得後又は一任運用後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後又は一任運用後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、取得又は一任運用の目的が「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

10　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

11　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式（及び議決権）を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該届出者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

7　「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「(2)　取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「(6)　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

8　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「(1)　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「(2)　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3)　取得後又は一任運用後の事業計画」欄には、取得後又は一任運用後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後又は一任運用後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、取得又は一任運用の目的が「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

9　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

10　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

11　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合又は本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合には、その旨、「６　その他の事項」欄に記入すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

２　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金　　額	銀行等又は資金移動業者確認印

（日本産業規格Ａ４）